**平成３０年（フ）第２９８号**
札幌市白石区南郷通７丁目南４番10号　ステージセブン207号
債務者　根本　文惠
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第３１４号**
札幌市北区屯田５条７丁目11番13号
債務者　佐藤　将太
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第３６８号**
北海道石狩市花川南９条４丁目48番地
債務者　三津橋菜央
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第１８号**
釧路市愛国西１丁目２番14号、申立前の住所釧路市愛国西２丁目32番16号
債務者　望月　雄介
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第４７号**
釧路市美原５丁目35番２号
債務者　池田　典子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第６５号**
盛岡市三本柳４地割８番地28、旧住所盛岡市三本柳４地割21番地１　グレンツェⅢ101号
債務者　木村津次子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成３０年（フ）第６９号**
盛岡市門２丁目15番８号　エスポワールＢ106号
債務者　藏田　智久
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成３０年（フ）第１６号**
群馬県前橋市笂井町814番地１
債務者　羽鳥みどり
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成３０年（フ）第４４号**
群馬県伊勢崎市波志江町4210番地１　桜ハイツ101
債務者　橋本　浩昭
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成３０年（フ）第２０号**
埼玉県加須市駒場462番地70
債務者　秋山　　均
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１２０号**
埼玉県川口市朝日３丁目２番５号　サンナップマンション206号
債務者　佐藤　絵理（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１２５号**
埼玉県戸田市美女木２丁目２番地の21　ソシアーレ・ミラン戸田Ⅱ―311号室
債務者　齋藤　弘行
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第２１４号**
埼玉県上尾市西宮下４丁目295番地５　シェグラン西宮下102、旧住所埼玉県上尾市大字今泉35番地９
債務者　柳川　　修
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第５２号**
埼玉県熊谷市別府３丁目138番地　リバティ101
債務者　皆川ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第３３号**
千葉県東金市家徳455番地３　コーポ大橋Ｂ―101
債務者　清武　久男
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２９年（フ）第８３８号**
川崎市川崎区鋼管通２丁目10番19号　サニーコート　102
債務者　佐藤　勝広
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成３０年（フ）第３８号**
川崎市川崎区渡田２丁目５番13号　メゾンタジマ　203
債務者　佐藤　奏惠
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係